

令和元年 7月25日

第126回 遠野市農業委員会総会議事録

第126回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年7月16日
告示番号 遠野市農業委員会告示第5号
会議年月日 令和元年7月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第126回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告につ
いて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による
届出について
報告第4号 農地専門委員会に付議した事項について
報告第5号 農政専門委員会に付議した事項について
議案第17号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する
可否決定について
議案第18号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん
委員の指名について
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて
議案第22号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第23号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

議案第24号 令和元年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項について

協議第1号 令和元年度家族経営協定の推進について

開 会 時 刻 午前10時

議	長	<p>ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を17番、奥寺晴夫委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第126回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。7番、新田佐悦委員からは欠席の届出がありこれを了承しましたので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧ください。6月28日、令和元年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会に出席してございます。内容は平成30年の決算報告でございます。7月5日、農地集積・集約化推進市町村キャラバン対応で、本庁舎3階中会議室で、私と事務局長が参加してございます。7月25日、今日午後3時から■■■■で、令和元年度JAいわて花巻懇話会が開催されますので出席予定です。以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事務事業経過報告書をご覧ください。 6月27日、耕作放棄地解消活動(エゴマ定植)をしました。 7月10日、農地法等申請締切日でした。 7月10日、令和元年度第1回農政専門委員会を開催しています。 7月12日、令和元年度第3回農地専門委員会を開催しました。 7月16日、遠野市地域農業マスタープラン地区検討会(土淵地区)を農林課で開催しておりまして、土淵地区の農業委員、推進委員が出席しております。 7月17日、●●県●●市農業委員視察研修の対応及び歓迎交流会をしております。 7月17日、マスタープラン地区検討会(青笹地区)。 7月17日、アスト通信放送日で「令和元年度農地パトロール」について放送されております。 7月18日、農地転用等現地確認調査でした。 7月18日、マスタープラン地区検討会(綾織地区)。 7月19日、令和元年度第2回農政専門委員会を開催しています。 7月19日、マスタープラン地区検討会(附馬牛地区)。 7月22日、マスタープラン地区検討会(達曾部地区)。 7月23日、令和元年度第4回運営委員会を開催しています。 7月23日、マスタープラン地区検討会(小友地区)。 7月24日、●●県●●市農業委員会行政視察の対応をいたしました。 7月24日、令和元年度第1回遠野市家族経営協定推進会議を実施しております。 7月24日、マスタープラン地区検討会(上郷地区)。 7月25日、本日、令和元年度農地パトロール出発式及び農地パトロール説明会を開催いたしました。そして総会となりまして、この後令和元年度第1回農業委員会だより編集会議を行います。 7月26日以降の主な行事予定です。 7月26日、マスタープラン地区検討会(松崎地区)。 7月29日、令和元年度農地パトロール、利用状況調査の宮守地区。</p>

	<p>7月29日、マスタープラン地区検討会（鱒沢地区）。</p> <p>7月30日、農地パトロール（小友地区、達首部地区）。</p> <p>7月31日、令和元年度地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会が盛岡市で開催されまして、職務代理と運営委員会の方々が出席予定です。</p> <p>7月31日、農地パトロール（遠野地区、鱒沢地区）。</p> <p>7月31日、マスタープラン地区検討会（遠野地区）。</p> <p>8月1日、農地パトロール（綾織地区）。</p> <p>8月1日、マスタープラン地区検討会（宮守地区）。</p> <p>8月2日、令和元年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催されます。</p> <p>8月2日、農地パトロール（附馬牛地区）。</p> <p>8月5日、農地パトロール（松崎地区）。</p> <p>8月6日、農地パトロール（青笹地区、上郷地区）。</p> <p>8月7日、農地パトロール（土淵地区）。</p> <p>8月13日、農地法等申請締切日です。</p> <p>8月19日、現地確認です。予備日が20日です。</p> <p>8月22日、令和元年度第5回運営委員会を開催します。</p> <p>8月26日、総会を開催します。その後、第3回農地利用最適化推進検討会を開催いたします。そしてその後、家族経営協定研修会を開催する予定です。</p> <p>9月2日、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会が花巻市で開催されます。</p> <p>以上です。</p> <p>【報告事項】</p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分 の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	<p>1ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分 の報告についてです。こちらにつきましては備考欄の所有者が死亡したことによりまして、取得者が相続により農地を取得したものであります。件数は3件です。</p> <p>番号1番、取得者が故人に代わって管理いたします。</p> <p>番号2番、●●●の農地組合で農地を管理することになっております。</p> <p>番号3番、農地の賃貸借で管理されます。営農型発電の場所になっておりました。残りは自宅で管理することになっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告いたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。こちらにつきましては、農地又は採草放牧地の解約を合意でしたものであります。件数は2件です。</p> <p>番号1番、参考の部分に関連議案がありまして、あっせんを希望されているということで、このことによりまして合意により解約したものであります。</p> <p>番号2番、関連で後ほど議案がありまして、所有権移転をすることで今回解約をするものであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から報告いたさせたことに質問等ございませんか。

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。1件です。</p> <p>内容は、畑の段差を解消して耕作しやすくするために盛土をするものであります。委託施工業者は記載のとおりです。施行時期も記載のとおりです。事業につきましては完了している内容であります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議	長	<p>令和元年6月28日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、7月12日に開催した令和元年度第3回農地専門委員会で協議した結果について遠野市農業委員会会議規則第33条第2項の規定に基づき佐々木義弘農地専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見については、農用地区域からの除外10件について農地専門委員会で協議を行い、その結果全10件について変更計画については「異議なし」と判断したとのことでした。本件については議案第23号で上程いたします。</p>
議	長	<p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>次に報告第5号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議	長	<p>「令和元年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項」と「今年度の研修」と「農業者との懇談会」について、7月10日に開催した令和元年度第1回農政専門委員会及び7月19日に開催した第2回農政専門委員会での協議の結果について、遠野市農業委員会会議規則第33条第2項の規定に基づき佐々木誠一農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>本年11月7日に開催される岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項については、本年が平成27年3月に決定された国の「食料・農業・農村基本計画」の5年ごとの見直しの年であることもあって、昨年までとは異なる新たな項目立てて取りまとめるよう岩手県農業会議から通知があったもので、先の「農家意向調査」の実施によって委員が感じている農家の実情を現場の生の声として大会へ届けたいという思いで検討を重ねて取りまとめたので、7月23日の第4回運営委員会で協議していくというものでした。要請提案事項についてはこの後議案第24号で上程になります。</p> <p>「今年度の研修」については市のバスを利用した日帰りの先進地視察研修や総会后に講師を招いて行う専門研修を実施したい、「農業者との懇話会」については「人・農地プランの実質化」に伴う地域での話し合い活動に合わせて実施したい、と協議し、いずれもこの後検討して具体的に組み立てていくとのことでした。</p>
議	長	<p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p>

議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長 農 地 係 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に18番、奥友康悦委員、1番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p> <p>第126回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計7件、40,932㎡。 利用集積、今月計1件、2,042㎡。 法第4条、今月計1件、67㎡。 法第5条、今月計3件、1,290㎡。 適用外、今月計1件、591㎡。 法第18条第6項、今月計2件、8,143㎡。 以上です。</p>
議 長 農 地 係 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第17号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>6ページ、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、2番、両者の所有農地の交換です。番号1番は譲受人が自宅に隣接する農地を譲り受け、番号2番は譲受人の所有農地に隣接している農地を譲り受けるものです。交換する農地に面積の差異はありますが、両者とも耕作の利便性から交換を望み合意しているものです。番号2番の譲受人は現在市外に居住しておりますが週末に通いながら耕作をしています。耕作については田が6,103㎡、水稻を作付けし、畑20,854㎡については牧草で、草刈り管理を行っているということでございます。</p> <p>番号3番、譲渡人が県外に居住し耕作できないことから、所有農地の全てを親戚である譲受人に贈与で譲り渡すものです。これまで両者間で賃貸借契約をしておりましたが、今回賃貸借契約を解約し贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>番号4番、譲受人は自己所有農地と隣接する農地を売買で譲り受けるものです。売買金額は記載のとおりです。</p> <p>番号5番、譲渡人が長年市外に居住しており耕作できないことから、売買で譲り渡すものです。譲受人も市外に居住していますが、本市で自営業を営んでおり、その事業の一環として当該農地を購入し畑作を行うものです。売買金額は記載のとおりです。</p> <p>番号6番、父から後継者である息子へ生前一括贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号7番、譲受人は新規で農業を行うため農地を取得するものです。譲渡人は市外に居住し農業に従事しないことから、今回譲受人の要請により売買で譲り渡すものです。売買金額は記載のとおりです。</p> <p>以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	7月18日、現地を確認してきまして、異論のないことを確認しました。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	18日に事務局と委員4名で確認しました。譲渡人と譲受人は本家、分家の関係でございまして、30年くらい前までは作付けされていましたが現在は草地となっております。有効活用がされるものと判断してきまして。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	7月18日、事務局2名、委員2名で現地確認を行いました。ただいま事務局から説明があったとおりですが、農地の所在地が譲受人の家のすぐそばにあるという条件もあります。よろしくご審議お願いします。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第3】 次に日程第3、議案第18号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局、説明願います。
農地係長	8ページ、議案第18号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものです。あっせん委員につきましては綱木秀治委員、鈴木重徳委員の2名を指名いたします。あっせんの申出物件について、でございますが、田単筆で2,917㎡となっております。説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第4】 続きまして日程第4、議案第19号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局次長	<p>9ページです。議案第19号、農地利用集積計画の決定について、説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は1件で、利用権設定の新規が1件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第20号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>10ページです。議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、追認案件であり、一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は自宅の新築工事のため今年6月に測量をしたところ、平成25年に建築した物置と平成27年3月に設置した浄化槽が自己所有農地の一部に設置されたことが判明しました。申請者は物置と浄化槽は宅地内に設置したものと認識しておりましたが、今回の測量の結果、物置、浄化槽共に宅地に隣接する畑の一部にかかっていたことが判明したことから、今回農地法第4条の転用許可申請をするものです。申請地は第1種農地で10ha以上の一団の農地の中に存する農地ではありますが、自宅及び既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。申請者からの始末書が添付されており、本人に悪意はなく、また物置と浄化槽の設置時に適切に申請されていれば許可できたものであることから、許可できるものと考えます。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>7月18日に事務局2名、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計6名で現地確認をいたしました。現在も住宅が建築中でありましてほぼ完成状況で、内部工事だけという状況にありまして、今事務局で説明あったとおり測量したら一部が畑に入っていたというところで、事務局の説明のとおり問題ないと思われまます。よろしくお願いたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
		<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
		<p>【日程第6】</p>
議	長	<p>続いて日程第6、議案第21号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>11ページです。議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p>
		<p>番号1番、農家住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は自宅が老朽化したため申請地を親子間で使用貸借し農家住宅を建築するものです。また農家住宅と合わせて駐車場、庭、農業機材置き場、農作業場も設置する予定となっております。申請地は第1種農地で10ha以上の一団の農地の中に存する農地ではありますが、自宅及び既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。事業費についても資金の確保は確実であると判断されます。以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。</p>
		<p>番号2番、所有農地への農作業のための通作路設置を目的とする道路水路等用地として転用しようとするものです。申請地は市街地に隣接した小団地の農地であり、第2種農地と判断しました。申請者の所有している農地に接続する道路がせまく不便であるため、この所有農地に接続する申請地を売買により購入し通作路を設置するものです。所有農地に隣接しておりこの申請地に代わる候補地は他にないため許可が可能であると判断しました。以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。</p>
		<p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在貸家に居住しているため、当該農地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は300m以内に駅、小学校の公共公益的施設が存在することから第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は原則許可できるものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。</p>
		<p>以上3件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>報告します。7月18日に事務局2名、農業委員1名、推進委員1名の計4名で現地を確認しました。当地は現在の住宅に隣接する土地であり、問題ないと判断しました。よろしくお願いたします。</p>

議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当、菊池勝です。18日に事務局2名、農業委員1名、推進委員2名、計5名で現地確認をしました。この場所は畑がありまして畑に行く道路がないということで、道路を確保したいということなので、特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	18日に事務局、委員等4名で確認してまいりました。場所は■■■■■の下側です。内容につきましては事務局の説明どおりと確認して、許可相当と認めてまいりました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 続いて日程第7、議案第22号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	12ページです。議案第22号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人は平成8年に転出し、以降耕作を行っておらず、当該地を売買するにあたり地目変更をするため適用外証明願が出されましたが、現地確認を行ったところ隣地所有者により草刈りがなされ畑であることを確認したため、適用外には該当しないと判断されるものです。これまでの経緯をご説明いたしますと、今年4月に市内の●●行政書士から当該土地について適用外証明ができるかという問い合わせがあり、事務局職員と鈴木農業委員、菊池孝推進委員で現地を確認し、自己保全管理がされている畑であることを確認し●●事務所には適用外証明ができない旨を伝えたところでございます。その後、7月9日に●●町の●●司法書士事務所から同じく当該土地の適用外証明が提出され私から適用外証明ができないことをお伝えいたしましたところ、できないのであればその旨書面でほしいという要望がございまして、7月にも現地確認を行い同様の判断をしております。農地法の適用外証明ができない場合の通知書というものを出すにあたり、適用外証明ができないところをご審議賜りたいと思います。よろしくお願いします
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	7月18日に実施した現地確認の結果を報告します。農業委員2名、推進委員2名、事務局2名、合計6名で実施しました。現地確認は申請があった適用外証明の規定に基づき行いましたが、農地を非農地にする目的も何も示されておりませんでしたし、現地は草刈りなどをしてすぐ農地に戻るような、荒れている所ではなかったため、申

	<p>請は適合しないと判断いたしました。例えば現地が山林原野になっているとかどうにもならないという状況であれば適用外証明して地目変更というように思いましたが、今回はそういうことはありませんでした。適用外の証明が欲しいというのは私の覚えている限りでは現況が農地から例えば道路とか宅地が変わってそれを知らずに20年間使っていたとか、その場合は農地を農地ではなく、時効になるわけですが、農地から転用できるというように、農地法が変わっていなければですが、そう理解しておりましたのでそれで今回の場合は不適合だという判断で確認したということで、そのような判断をしたということです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番委員	<p>今の件ですが、多分これからこういうのが出てくるのだと思います。誰が刈っているのか分かりませんがきちんと管理されているということです、ただ本人が管理していないのでその辺は本人からすればやっていないという話で済むものなのか、そのときに管理されているから駄目だと本当にそれでいいのか、これから問題になってくるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。</p>
推進委員	<p>農地法上では現況主義が優先されると理解しておりました。本人は知らないと言っても現地が畑なら畑になるという判断になるのではないかと思います。その辺は私もよく分かりませんが。</p>
12番委員	<p>休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>それでは、会議を再開します。15番、よろしいですか。</p>
15番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり「否」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり「否」と決しました。</p> <p>【日程第8】</p>
議 長	<p>続いて日程第8、議案第23号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>13ページです。議案第23号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠野市長から協議があったので農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について、意見の決定を求めるものです。本件は令和元年6月28日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取があったものです。変更計画案について7月12日に農地専門委員会及び事務局職員の計11名で現地を確認しまし</p>

	<p>た。農用地利用計画の変更案件は農用地区域からの除外10件についてです。この10件につきまして今回は農業振興地域整備計画の5年毎の定期見直しに合わせて除外するものでありまして、昨年6月までに受け付けしたものでございます。それぞれ10件の事業計画につきましては事業面積を必要最小限に、かつ周辺農地への集団化、効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。お手元に今回の議案第23号添付資料を配布してございますのでこちらをご覧くださいと思います。除外案件の記載につきましては1枚目をめくっていただいた裏面に記載しており、次のページには事業計画地位置図を載せてございます。資料につきましては、資料を横にしてみていただきますと右上に番号が記載しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。</p> <p>なお8番、河内克倫委員から早退の申出がございましたので、これを了承しましたので報告します。</p> <p>それでは、事務局説明願います。</p>
<p>農 地 係 長</p>	<p>議案書の13ページ、14ページとお配りしております添付資料をご覧くださいと思います。添付資料を横にしていただきますと右上に番号が振ってあります。そして左側には番号に関する資料の順番が振っておりますので、1-1、1-2というように載っておりますので、1に関するものについて1-1ということでページを振っております。それでは番号1番から説明をまいります。</p> <p>番号1番、事業計画者は現在市外在住ですが、農業後継者として本市に移住するにあたり実家が手狭なため自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては将来祖父母、両親の介護、農業への従事を考慮して検討し、実家に近接する土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は2,966㎡のうち513㎡でございます。事業計画につきましては記載のとおりとなっております。農用地区域からの除外に関する検討表は1-7、位置選定検討場所は1-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたり利用計画、開発経費及び道路状況を基準とし、AからDの4カ所を比較検討した結果、A及びCは農用地で地権者の同意が得られなかったこと、Dは白地ですが、地権者の同意が得られなかったこと、Bは農用地ですが、縁辺部にあり開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号2番、2-1をご覧ください。事業計画者は現在母、長男と共に市営住宅に入居しておりますが、収入超過者の認定を受け自主的な退去を求められているため自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては事業計画者の母が高齢で介護が必要であり、事業計画者、家族のみでは介護に不安があることから姉家族の協力を得るため姉家族の居住地に近い土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は397㎡で事業計画は記載のとおりとなっております。農用地区域からの除外に関する検討表は2-7、位置選定検討場所は2-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたり利用計画、開発経費、道路状況を基準としAからDの4カ所を比較検討した結果、Aは白地ですが、農地転用が困難であること、Bは農用地で地権者の同意が得られなかったこと、Cは農用地で傾斜地であり開発が困難であること、Dは農用地ですが、縁辺部にあり道路に面しており開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号3番、左側の3-1をお開きください。事業計画者は現在5人で借家住まいをしておりますが、借家は雇用促進住宅であり事業廃止が決定し早期の退去を求められております。また実家には両親が暮らしていますが、老朽化に加えて東日本大震災で被災しており、事業計画者家族が同居するには手狭であることから自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては育児をするうえで両親の協力が得られ、また将来の後継者となる予定があることから、実家に近い土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は2,178㎡のうち499㎡です。事業計画は記載のとおりです。</p>

農用地区域からの除外に関する検討表は3-7、位置選定検討場所は3-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたり利用計画、開発経費及び道路状況を基準とし、AからDの4カ所を比較検討した結果、AとBにつきましては農用地で果樹園として利用されており地権者の同意が得られないこと、Cは白地ですが、抵当権が設定されていること、Dは農用地ですが、道路に面しており地権者の同意が得られたことから適地としたものです。

番号4番、4-1をお開きください。事業計画者は実家で両親、兄家族、自分の家族の大家族で同居しておりますが、子供たちの成長に伴って手狭になったため自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては育児をするうえで両親の協力が得られ、また実家の農業も手伝う予定であることから実家に近い土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は4,104㎡のうち324㎡です。事業計画については記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は4-7、位置選定検討場所は4-8のとおりです。位置検討にあたり利用計画及び道路状況を基準とし、AからDの4カ所を比較検討した結果、Aは農用地で地権者が死亡し相続人の同意が得られなかったこと、Bは農用地で湿地であり開発困難であること、Cは農用地で傾斜地であり開発困難であること、Dは農用地ですが、道路に面し開発に支障がないことから適地としたものです。

番号5番、事業計画者は農業後継者であり実家の隣に自己住宅を建築する計画がありますが、この住宅への進入路がないため道路を整備しようとするものです。当事業は住宅建設地の隣接地でなければならず、計画地は農用地ですが他の区域に替えることはできないため適地と判断されます。

番号6番、6-1をご覧ください。事業計画者は農業体験型リゾート施設及び周辺農地整備を計画しており、今回の事業では簡易宿泊施設を設置する場所を整備しようとするものです。リゾートの計画内容についてはお手元の資料をご覧くださいと思います。計画にあたっては既存の施設を有効活用し、また農作業体験を行う農地及び施設に隣接する土地が必要であることから、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は1,466㎡を計画しております。農用地区域からの除外に関する検討表は6-7、位置選定検討場所は6-8のとおりです。位置検討にあたり利用計画、開発経費、道路状況を基準とし、AからDの4カ所を比較検討した結果、Aは白地ですが、山林並びに傾斜地であり開発困難であること、Bは農用地ですが、地権者の同意が得られなかったこと、Cは白地ですが地権者の同意が得られなかったこと、Dは農用地ですが山林に隣接していることから日照条件が悪く農地としては適さないため適地としたものです。

番号7番、7-1をお開きください。事業計画者は現在沿岸部の震災復興事業に従事しておりますが、事業の終了に伴い地元に戻り就職することとなったため、自己住宅及び妻が経営する美容院を建築しようとするものです。計画にあたっては農業後継者となる予定であることから実家に近接する土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は1,029㎡で事業計画は住宅スペースが253㎡、駐車場通路181㎡、家庭菜園87㎡、植栽89㎡の他、美容室敷地170㎡、店舗駐車場及び通路106㎡、法面143㎡となっております。除外に関する検討表は7-7、位置選定検討場所は7-8のとおりです。位置検討にあたり利用計画、開発経費及び道路状況を検討し、AからDの4カ所を比較検討した結果、Aは農地で地権者の同意が得られないこと、Bは白地ですが、地権者の同意が得られないこと、Cは宅地ですが、事業用地であり地権者の同意が得られないこと、Dは農用地ですが、道路に面し実家にも近接しているため適地としたものです。

番号8番、8-1をご覧ください。事業計画者は現在実家で両親、祖母、妻、子供の6人で同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったうえ老朽化も進んでいることから自己住宅を新築しようとするものです。計画にあたっては育児をするうえで両親の協力が得られ、また農業後継者となる予定であることから、実家に近い土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は399㎡で事業計画は記載のとおりであります。除外に関する検討表は8-6、位置検討場所は8-7のとおりです。位置検討にあたり利用計画、開発経費及び道路状況を検討し、比較検討した結果、Aは白地ですが、地権者の同意が得られないこと、Bは分筆登記ができず地権者の同意

	<p>が得られないこと、Cは白地ですが、分筆登記ができず開発困難であること、Dは農用地ですが、縁辺部にあり開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号9番、9-1をご覧ください。事業計画者は現在妻の実家で義理の両親、妻、子供の6人で同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったうえ老朽化も進んでいることから自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては育児をするうえで両親の協力が得られ、また農業後継者となる予定であること、将来義理の両親の面倒を見ることから妻の実家に近い土地で農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は749㎡の内の347㎡です。事業計画内容については記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は9-7、位置選定検討場所は9-8のとおりです。位置検討にあたり利用計画、開発経費、道路状況を基準とし、4カ所で比較検討した結果、A及びBは農用地で担い手によって耕作されており地権者の同意が得られないこと、Cは白地ですが、別の開発予定があり、Dは農用地ですが、道路に面しており開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号10番、10-1をお開きください。事業計画者は自宅及び農地への通路が狭く、また近接土地所有者と境界に問題が生じ通行できなくなったことから、新たに自宅及び農地への通路を整備しようとするものです。現在やむを得ず遠回りをしておりますが、この道路も狭く、また川沿いであることから冬季の通行に支障をきたすほか、農作業機械の通行も困難であり農作業にも支障をきたしている状態です。今回整備する道路は近隣住民の農地への通り道ともなるものです。当事業は事業計画者の自宅及び農地、また近隣住民の農地へ通うための通路であり、市道への接続可能な場所でなければならず、計画地は農用地ですが、他の区域に替えることはできないと判断されます。除外面積は441㎡です。</p> <p>以上10件の農業振興地域整備計画変更案について、いずれも異議なしとするか、ご審議をお願いします。</p>	
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて日程第9、議案第24号、「令和元年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>15ページです。議案第24号、令和元年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項についてです。別紙のとおり提案しようとするものです。別紙をご覧くださいと思います。別紙を読み上げて進めます。</p> <p>令和元年度農業委員会大会要請提案事項です。</p> <p>I 農地等の利用の最適化の推進に関する事項</p> <p>1 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定と体系的な施策の推進</p> <p>新たな施策の策定にあたっては、「平場と中山間地域が同じように集積できない現実」や「他産業との比較の前には、家の後継者はいても農業の後継者をあきらめざるを得ない現実」など、人・農地プランの実質化のためのアンケートにより明らかになる農業・農村現場の実態を踏まえた上で、現在の担い手が農業を支えていてくれるここ5～10年のうちに、誰もが、今後の農業に夢と希望を実感できるように基本計画が見直されて策定されるよう国に要望すること。</p>

2 農地の集積・集約化対策の充実強化

(1) 人・農地プランの実質化に向けた支援の充実強化

農家意向のアンケート調査や地域における話し合いを通じた実質化の推進活動に必要な人件費等事務経費予算の確保を図ること。

(2) 農地中間管理事業の充実強化

中山間地域では、小規模な農業者が地域農業を守っているため、認定農業者となるのが難しいような農業者であっても、農地中間管理事業の担い手となることができるよう充実強化すること。また、中山間地域の農地や湿田等の条件の悪い農地を借り受ける担い手に対して、助成措置を講ずること。

(3) 農業生産基盤の整備

担い手が高齢化し、基盤整備によって農地の貸し借りが容易になることを期待しつつも、事業の実施はあきらめざるを得ない実態がある。このような中、事業の実施が具体的に進展している地区に対しては、早期に整備が完了して担い手へ集約するよう、予算を十分に確保すること。

(4) 相続未登記農地の解消に向けた法整備の実施

相続未登記のため農地の貸し借りができないなどの阻害要件が発生している。現在の耕作者の判断により賃借が可能となるような法整備をされたい。また、相続農地の登記の義務化の法整備をされたい。

3 担い手・経営対策の充実強化

(1) 経営拡大等への支援の強化

認定農業者や法人等の担い手が安定して農業経営できるよう、スーパーL資金等、経営規模の拡大や多角化を行う際の融資・助成制度の採択要件の一層の緩和及び申請方法の簡便化を図ること。さらには、新規就農者の確保、集落営農の経営安定化及び法人化等に向けて、アドバイザー等の指導者の設置に係る財政支援を講ずること。

(2) 水田農業対策の充実強化

「米の直接支払交付金」が廃止されたことで、水田農業の持続に不安を感じている農家が多い。大規模な水田農業に取り組む農業者ほど深刻な状況であることから、「水田活用の直接支払交付金」等の制度の充実と予算の確保を図ること。

(3) 農業経営の発展段階に応じた支援策の充実強化

担い手の経営計画の達成に向けて、農業簿記帳や、青色申告、担い手組織の育成及び運営支援、経営課題解決に向けた研修や相談などの体制作りと支援策を充実強化すること。

(4) 円滑な農業経営継承・統合を一元的に進める支援策の創設

家族以外の第三者への継承など、農業経営継承に係る啓発・相談や経営移譲希望者と経営継承者のマッチングなどを一元的に進める支援策を講ずること。

(5) 雇用労働力の確保体制整備

スマート農業の導入が限られた農家の労働力の課題解決策の1つとして期待されているが、財政規模の小さな自治体においては先進自治体のように農家への導入の働きかけや、支援することが難しいため、技術面・財政面において支援策を講ずること。

(6) 農家へのインボイス対策

本年10月からの消費税の引き上げに伴う、軽減税率の仕組みとインボイス制度など、国民の理解が深められ混乱が生じることのないよう、丁寧な広報対策を講ずること。

4 農業委員会組織に対する支援の充実

(1) 農業委員会組織関係の予算の確保

「農業委員会交付金」について、改正農業委員会法に基づく農業委員会業務を適切に実行するために必要な予算を十分に確保すること。「機構集積支援事業」は、農業委員、農地利用最適化推進委員のスキルアップに向けた研修が、農地法に基づく事務の適性実施に欠かせないことから、必要な予算を十分に確保すること。

(2) 農地利用最適化交付金制度の充実強化

人・農地プランの実質化のためのアンケート調査や地域での話し合い活動など、地域農業を守るために農業委員、農地利用最適化推進委員に期待される活動は、新体制移行時の説明に比べ、より大きくなっている。この重要な任務の実行に合せた交付金制度となるよう充実強化すること。

(3) 農業委員会組織事務局体制の充実強化

平成28年度の農地法改正により新たに必須業務となった農地利用の最適化の推進や、農地情報公開システムの稼働など、農業委員会の業務は質、量とも増大している。これら業務に適切に対応できるよう、農業委員会事務局体制を強化するとともに、指導機関である農業委員会ネットワーク機構の体制を強化するために必要な予算を十分に確保すること。

II 中山間地域等条件不利地域対策の推進

1 中山間地域対策の充実

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度は、条件不利地において農地を保全・維持していくために欠くことのできない制度でありその効果は多大であるため、十分に予算を確保すること。また、中山間直接支払制度においては、傾斜地の区分だけでなく、法面の面積や用水の確保など総合的な判断を加味するなどの充実強化を講ずること。なお、両制度とも、積極的に活動を行っている地域ほど事務処理が多岐にわたるため、地域の事務局養成講座や事務委託の経費助成など、制度を充実強化すること。中山間地域で農地が基盤整備され、耕作地と同じぐらいの大きな法面となったところでは、草刈り等の法面の維持管理が大変である。3度以下、4～6度、7度以上など、傾斜度によって生じる農地の維持の助成を充実強化すること。

2 農地の集積・集約化対策と荒廃農地再生利用対策の充実強化

「人・農地プラン」の実質化のための話し合い活動に向けて準備中であるが、中山間地域では「出し手は多いが、借り手が少ない」など、活動の成果には限界があるため、全国の中山間地域におけるこの課題の解決事例の紹介や手引き書の作成など、推進策の調査研究により対策を講ずること。なお、大型機械が入ることができない未整備の地域、担い手のいない地域等、農地の集積・集約化が困難な地域においては、家族で農地を守ることができるよう「小規模農家」に対して助成措置を講ずること。

3 野生鳥獣被害防止対策の充実強化

クマ・シカ・ハクビシン・サル・カラスなど、有害鳥獣による農作物への被害はもとより人的被害も発生していることから、既に講じられている対策に加え、個体数を大幅に減少させる手段として、自衛隊退役者や警察官退職者等に狩猟免許取得を斡旋して狩猟免許取得者を増員し、国の事業として大駆除隊を構成し、通年で徹底した駆除を図るなど、新たな対策を講ずること。また、振興局単位に駆除後の鳥獣処理施設を整備することやジビエとして活用するための施設整備、効果的な捕獲方法についての調査研究など、ハード・ソフト両面から対策を講ずること。

4 日本型直接支払制度の予算確保と地方財政措置

農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るとともに、共同活動を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取り組み拡大に向け十分な予算を措置すること。また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実強化すること。

III その他重要施策の推進

1 東日本大震災津波・原発事故への対応と国土強靱化対策の充実強化

(1) 東日本大震災津波・原発事故への対応

復興に向けて、国が責任を持って自治体と十分な連携のもと、現場のニーズにあった農業再生のための事業の加速化を講ずること。また、依然として野生きのこや山菜の風評による価格低落等の被害が根強いことから、安全性を積極的にPRするとともに、販路開拓やブランド化のための必要な予算を措置すること。併せて、一部の国や地域における輸入規制の早期解除を働きかけること。

(2) 国土強靱化対策

近年、各地域において、大型台風や集中豪雨による被害が相次いでおり、予期せぬ災害がいつでも起きて不思議でない状況であることから、農地や農業施設の強靱化対策を急ぐとともに、災害補償制度・各種融資制度の充実強化、被害発生後の復旧・復興に万全な対策を講ずること。

2 食育の推進と食の安全・安心対策

農産物の地産地消を一層推進するとともに、「食の大切さ」を学びから習得できるよ

	<p>う、教育の一環として各学校に農園を整備し、農業体験をするなど、食育教育の充実強化を図ること。農産物の輸入のあたりは、検査・検疫体制に万全を期すこと。また、GAP (Good Agricultural Practice) 認証やHACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) について、農業者への周知や認証取得に対する支援措置を講ずること。</p> <p>3 国際農業交渉への適切な対応</p> <p>環太平洋連携協定 (TPP11)、日EU経済連携協定 (EPA) の発行により、農業の国際化は新たな局面に入ることとなり、日米の貿易交渉も農産物・牛肉の関税をはじめ予断を許さない状況であることから、「多様な農業の共存」が図られる貿易ルール作りを基本に、毅然とした粘り強い国際農業交渉を進めること。また、国内農業と国民生活に与える影響について検証を積み重ねた上判断を行い、拙速な交渉は決して行わないこと。</p> <p>内容は以上になります。これを総会で可決していただいた後に上閉伊連絡会に、そして沿岸広域で、それから県の方に提出することになっています。以上、ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】</p> <p>次に協議第1号、「令和元年度家族経営協定の推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、令和元年度家族経営協定の推進についてです。資料をご覧くださいと思います。協議事項という資料になります。昨日7月24日に開催されました令和元年度第1回家族経営協定推進会議によりまして、今年度の推進活動計画が協議された資料の内容で取り組むこととしてまとめられましたので、総会でご提案するものです。</p> <p>資料最初に昨年の締結状況をまとめてございます。締結件数は新規が11件、見直し再締結が1件の計12件となっております。10番が再締結となっております。このことによりまして平成30年度末協定締結累計は272件となっております。</p> <p>2ページをご覧くださいと思います。今年度の家族経営協定推進計画です。目標を、家族経営協定推進アドバイザー9名を中心に農業委員全体で取り組み、新規11世帯を目標に取り組むという内容となっております。具体的な取り組みにつきましては、昨年と同じですけれども、新規の締結、協定の見直し、既締結経営体への単年度計画作成の奨励、研修会の開催であります。先ほど272件と申し上げましたけれども、地区ごとの締結状況をまとめております。取り組みですが、今年度が8月26日、8月総会終了後に研修会を予定しております。その後、例年と同じですけれども、10月末の中間取りまとめ、12月末の最終取りまとめ、1月に協定締結ですが基本的には随時、2月総会で実績報告を予定しております。</p> <p>それから、他にお配りしておりますけれども部外秘ということで、締結名簿を、地区別のもをお配りしております。今回亡くなっている方の所に表示をしておりますので再締結とか見直しをしていただければ、と考えておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上でございます。ご協議よろしく願います。</p>

議 長	<p>鬼原委員、田中委員、菊池孝委員、大変ご苦勞様でございました。特に田中委員、ありがとうございます。</p> <p>それでは説明が終了しましたので質疑に入ります。質問等ございませんか。</p>
9 番 委 員	<p>参考までに。家族が亡くなって一人暮らしになった人はどうしたらいいですか。</p>
議 長	<p>このメモにありますか。番号何番ですか。</p>
9 番 委 員	<p>はい。●●●の●●●●●さん、両方亡くなっています。19番。それから3番の●●●●●さんも。</p>
議 長	<p>全くいないのが19番ですか。</p>
9 番 委 員	<p>19番です。</p>
事 務 局 長	<p>19番の両者亡くなって自宅にいないということですよ。農地は誰かが管理されているかもしれませんが。</p>
9 番 委 員	<p>農地はありません。</p>
事 務 局 長	<p>それであれば家族経営協定を結んでも効力はないということですから、締結件数からは除くこととなります。色々な事情で一人の世帯があるわけですが、そちらについては確認をされて実態に則した対応をすればよろしいかと思えます。締結まで至らないものについては無くして、新しい方々の締結を促していくという形が望ましいと思えます。締結にあたっては、例えば息子さんが遠野市外にいて農作業を手伝いに来るとかいうのも家族経営協定の中に入れることもできるそうです。よって、そういう形で遠野市にいる家族の世帯数だけではなくそういうのも含めて見直すということです。</p>
議 長	<p>名簿がついてございますので確認していただいて、9番の綱木委員のお話どおりもう世帯にいないというのは抹消できると、抹消される形になるということですね。綱木委員、いいですか。</p>
9 番 委 員	<p>いいです。</p>
議 長	<p>その他、ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「令和元年度家族経営協定の推進について」は提案のとおりとすることといたします。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは進みます。事務局、ございますか。</p>
事 務 局 次 長	<p>本日お配りしております資料の関係で説明いたします。封筒に入ってお配りしているのは活動報告書の8月分です。それから印刷物で3点お配りしております。1つは岩手県農業会議通信です。委員の活動等紹介されておりますので参考にいただければと思います。それから、参考図書を購入しておりますので、これから取り組むこ</p>

	<p>とになる「人・農地プラン」の実質化関係であるとか、取り組みデーのようなものも紹介されておりますので参考にさせていただければと思います。それから、横長のカラーの印刷物で「人・農地プラン」の実質化ということで、これは農林水産省の資料ですけれども、内容が分かりやすくまとめておりましたので参考にさせていただければと思います。以上です。</p>
議 長	<p>以上でよろしいですか。</p>
事 務 局 長	<p>議案について、ご審議いただきましてありがとうございます。議案の中の表記の部分で気になるところが何件かあります。内容的には全然問題ありませんけれども。その部分については事務局の方で直させていただいてよろしいでしょうか。大会要請事項につきましても内容が若干訂正必要な部分もあるかもしれませんので、それについても、よろしくをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>その他、ございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第126回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>
	<p>午後12時10分閉会</p>
	<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>